

【調査票】 レジャー用ライフジャケットについて

○ レジャー用ライフジャケットの定義

レジャー用ライフジャケット

→ 本調査では「川や海のレジャー等を楽しむことを目的として使用される個人用の浮力補助具」をレジャー用のライフジャケットとしております。

【対象例】

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ・ミニボート（比較的小さな船）※ | ・海岸（岸壁、防波堤など）、湖、川での釣り |
| ・手漕ぎボート | ・海岸、湖、川での水遊び |
| ・カヌー、カヤック、ラフティング | ・シュノーケリング |
| ・スタンドアップパドルボード（SUP） | ・プール |
- など

※ミニボート：日本の場合、船体長さ3m未満 かつ 推進機関出力1.5kw未満以下

※中型・大型船舶（総トン数20トン以上）は対象外

○ 調査依頼内容

- | |
|---|
| (1) ライフジャケットの着用の法規制（着用義務・着用努力義務の有無等）
※年齢制限がある場合（18歳以下等）は、その情報もお教え願います。
※国際条約で搭載義務がある中型・大型船舶（総トン数20トン以上）は除く。 |
| (2) ライフジャケットの着用率（着用率が低い場合、着用しない理由や背景等） |
| (3) レジャー用ライフジャケットの商品情報（多用途な商品の例） |
| (4) レジャー用ライフジャケットの性能基準、規格、認証制度等 |
| (5) 行政機関等によるレジャー用ライフジャケットの着用の推奨の有無 |
| (6) 水難事故情報（死亡・重症事件事例、医療機関受診件数等）
※できればレジャーに関連するもの
※できればライフジャケット着用、非着用別の致死率等の統計 |
| (7) 水難事故防止のための各国の取組、啓発活動等（特にレジャー用ライフジャケットが関連するもの） |

調査票 フランス

調査票

(1) ライフジャケットの着用の法規制（着用義務・着用努力義務の有無等）

※年齢制限がある場合（18歳以下等）は、その情報もお教え願います。

※国際条約で搭載義務がある中型・大型船舶（総トン数20トン以上）は除く。

海で使用される小型船舶等

対象	着用義務	着用努力義務
① プレジャーボート (長さ24メートル以下)	有 ・ ○;無	有 ・ ○;無
② テンダーボート ()	有 ・ ○;無	有 ・ ○;無
③ プレジャーボートに該当しない船舶 <ul style="list-style-type: none"> ● 風の力で進む長さ2.5メートル未満のボート及び乗り物 ● 長さ2.5メートル未満で、内燃エンジンあるいは出力4.5kW以下のモーターを搭載したボート及び乗り物（ジェットサーフを除く） ● 人の力で進む全長3.5メートル未満のボート及び乗り物 ● 規則Division 245の第245-4.03条に定める気密性、安定性及び浮遊性の条件を満たさないボート及び乗り物 ● サーフィン 	有 ・ ○;無	有 ・ ○;無 (ただし避難場所から海里300メートル～2海里までの海域では着用義務あり)
④ ③に定めるもの以外の、人の力のみで進むボートと乗り物 <ul style="list-style-type: none"> ● 使用者がその上に座るか、跪くか、立つか、のいずれかで、腕あるいは脚を使って進めるもの → シーカヤック、カヌー、レガッタ、スタンドアップパドルなど	有 ・ ○;無	有 ・ ○;無

⑤ ウインドサーフィン、カイトサーフィン、ジェットサーフ	有 ・ ○;無 (ただし避難場所から海里300メートル～2海里までの海域では着用義務あり)	有 ・ ○;無
⑥ 水上オートバイ	○;有 ・ 無	有 ・ ○;無
⑦ フライボード	○;有 ・ 無	有 ・ ○;無
河川・湖沼で使用される小型船舶等		
対象	着用義務	着用努力義務
① プレジャーボート及び上記の③に該当するもの	有 ・ ○;無	有 ・ ○;無
② レンタルハウスボート	有 ・ ○;無	有 ・ ○;無
③ ウインドサーフィン、カイトサーフィン、カヌー・カヤック、スタンドアップパドル	○;有 ・ 無	有 ・ ○;無

① 海で使用されるレジャーボート（船体長さ 24 メートル以下）等

→1987 年 11 月 23 日付省令の附属書である「全長 24 メートル以下のレジャー用船舶の海における航行に適用される規則 Divion 240」

参照元：

- <https://www.mer.gouv.fr/sites/default/files/2020-11/Division%20240.pdf>

フランスでは、海で使用されるレジャーボートの装備品及び安全用品は、「船舶の安全と汚染に関する 1987 年 11 月 23 日付省令」の附属書である「全長 24 メートル以下のレジャー用船舶の海における航行に適用される規則 Divion 240」（以下「Division 240」という）に定められている（2023 年 10

月1日付省令により改正)。

Division 240の規定は長さが24メートル以下のプレジャーボートのほか、その他マリンレジャーに使われるボートや乗り物に適用される。それらに乗船する場合のライフジャケットの搭載義務、着用義務及び搭載・着用すべきライフジャケットの浮力の最低基準については、船舶等の種類及び避難場所からの距離により異なる。詳細については以下の表を参照されたい。なお「避難場所」とは、「マリンレジャー用乗り物、小型船舶や大型船舶及びその乗組員が安全確保のために救援なしに停泊、接岸あるいは横付け係留ができ、またそこから出発できる場所（港湾、入江、海岸等）」と定義される。ただし避難場所の観念は気象条件と、乗り物や船舶の性能によって変わり得る。

子ども用ライフジャケットの浮力の基準については、Division 240の第240-01条に「個人用浮揚補助具の搭載が義務付けられた船舶等については、体重が30kg以下の児童用の個人用浮揚補助具の浮力は、避難場所からの距離に関わらず100N(ニュートン)でなければならない」と規定されている。

**海上航行区域別に定められた、小型船舶等乗船者のライフジャケットの
搭載・着用義務及びその浮力の最低基準
(括弧内は Division 240 の該当条項)**

避難場所からの距離	300メートル以内	300メートル～2海里未満	2海里～6海里未満	6海里～60海里未満	60海里以上
船舶	搭載義務あり 50N ⁽¹⁾ (Art. 240-2.03)		搭載義務あり 100N ⁽²⁾ (Art. 240-2.04)	搭載義務あり 150N (Art. 240-2.05)	搭載義務あり 150N (Art. 240-2.06)
テNDERボート	搭載義務なし ⁽³⁾ (Art. 340-2.09)	航行禁止 (Art. 340-2.09)			
・風の力で進む全長2.5m未満の舟及び乗り物 ・全長2.5m未満で、内燃エンジンあるいは出力4.5kW以下のモーターを搭載した舟及び乗り物（ジェ	搭載義務なし (Art. 240-2.08)	着用義務あり ⁽⁴⁾ 50N (Art. 240-2.08)	航行禁止 (Art. 240-2.08)		

<p>ットサーフを除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の力で進む全長 3.5m未満の舟及び乗り物 ・人の力で進む全長 3.5m未満の舟及び乗り物で、Division 245の第 245-4.03条に定める気密性、安定性及び浮遊性の条件を満たさない舟や乗り物 ・サーフィン 				
<p>上欄に定めるもの以外の、人の力のみで進む舟と乗り物（使用者がその上に座るか、跪くか、立つか、のいずれかで、腕あるいは脚を使って進めるもの）</p>	<p>搭載義務なし (Art. 240-2.10)</p>	<p>搭載義務あり 50N (Art. 240-2.10)</p>	<p>搭載義務あり 50N (Art. 240-2.10) ⁽⁴⁾</p>	<p>航行禁止 (Art. 240-2.10)</p>
<p>ウインドサーフィン、カイトサーフィン、ジェットサーフ</p>	<p>搭載義務なし (Art. 240-2.11)</p>	<p>着用義務あり 50N (Art. 240-2.11)</p>	<p>航行禁止 (Art. 240-2.11)</p>	
<p>水上オートバイ</p>	<p>着用義務あり 50N</p>		<p>着用義務あり</p>	<p>航行禁止</p>

	(Art. 240-2.12)	100N (Art. 240-2.12)	(Art. 240-2.12)
フライボード	着用義務あり 50N (Art. 240-2.13)	航行禁止 (Art. 240-2.13)	

(1) 単独で航行する者は浮力が 50N 以上のライフジャケットを常時着用することが望ましい。(Division 240, chapitre 2 : Conditions d'utilisation Article 240-2.03)

(2) 泳げる者が浮力 50N 以上のライフジャケットを着用して乗船する場合には、その者用の浮力 100N のライフジャケットを船舶へ搭載しなくてもよい。(Division 240, chapitre 2 : Conditions d'utilisation Article 240-2.04)

(3) しかしながら浮力 50N 以上のライフジャケットの搭載が奨励される。

(4) 国の組織やスポーツ連盟が実施する活動の場合にのみ、この海域でのこれらの乗り物の使用が認められる。個人は使用できない。

(5) スタンドアップパドルを除く。

② 内水で使用されるレジャーボート等

→内水において航行または停泊するプレジャーボートの装備品と安全用品に関する 2016 年 2 月 10 日付省令

参照元：

- https://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&ved=2ahUKEwjZwc7zxqOGAxWXcKQEHWWTCesQFnoECBgQAQ&url=https%3A%2F%2Fwww.legifrance.gouv.fr%2Ffloda%2Ffid%2FJORFTEXT000032036538%2F&usq=AOvVaw1tsp576uYA_xf_E8p59_AP&opi=89978449
- <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000032036538/>
- ARR2014251-0012NavigationPontSalars08092014_cle0caf59.pdf (pecheaveyron.fr)

河川や湖沼における水上レジャー活動の安全については、「内水において航行または停泊するプレジャーボートの装備品と安全用品に関する 2016 年 2 月 10 日付省令」がこれを定めている。同アレテの規定が適用されるのは、船体の長さが 2.5 メートル以上 20 メートル未満で、長さ、幅及び喫水の積が 100 立法メートルをこえない船舶や、自然人及び法人がレジャーまたはスポーツのために使用する舟や乗り物である。ライフジャケットの搭載義務、着用義務及び搭載・着用するべきライフジャケットの浮力の最低基準は、船舶等の種類及び岸からの距離により異なる。詳細については、以下の表を参照のこと。

**河川・湖沼における小型船舶等乗船者のライフジャケットの搭載・着用義務
及びその浮力の最低基準**
(括弧内は 2016 年 2 月 10 日付アレテの該当条項)

岸からの距離	3,700 メートル未満	3,700 メートル以上
自然人あるいは法人がレジャーまたはスポーツのために使用する船舶及び他の舟や乗り物	搭載義務あり 50N (Article 5, Article 6)	搭載義務あり 100N (Article 5, Article 6)
レンタルハウスボート	搭載義務あり 50N (Article 4, Article 8)	搭載義務あり 100N (Article 4, Article 8)
ウインドサーフィン、カイトサーフィン、カヌー・カヤック、スタンドアップパドル	着用義務あり 50N (Article 4, Article 9)	着用義務あり 100N (Article 4, Article 9)
フライボード	着用義務あり 50N (Article 4, Article 11)	着用義務あり 100N (Article 4, Article 11)

なおフランスには各県に国の代表者である地方長官が置かれているが、地方長官は、公的秩序、安全の維持及び住民の保護に関する任務を担い、警察権を行使して自らが管轄する県の内水の状況等に応じて船舶の航行や停泊、水上レジャー活動の安全等に関する個別の行政命令を発することができる。ライフジャケットの着用に関しては、交通法典第R.4241-17条が「個別の行政警察規則は、特定の状況または航行区域におけるライフジャケットあるいは浮力補助具の着用を義務付けることができる」と定めており、地方長官は同規定に基づき、状況に応じてライフジャケットの着用を課することができる。例えば2014年9月8日付アヴェロン県の地方長官令第2014251-0012号第11条には、「プレジャーボートを利用する16歳未満の者、また水温が非常に下がる10月1日から4月30日までの期間にプレジャーボートを利用する全ての者は、その者の体格に合った浮力のライフジャケット（あるいは上半身と腹部を覆うウェットスーツ）を着用しなければならない」と定められている。

調査票

(2) ライフジャケットの着用率（着用率が低い場合、着用しない理由や背景等）

フランスにおけるライフジャケットの着用率に関するデータは、全国海難救済協会（Société Nationale Sauvetage en Mer、略称SNSM、以下「SNSM」という）と保険会社MACIFが2014年4月20日から28日にかけて、フランス在住の18歳以上の者3,001人を対象に行ったアンケート調査によるものしか見つからない。この調査のデータのうち、ライフジャケットの着用率と、それを着用しない理由に関するものは以下のとおりである。

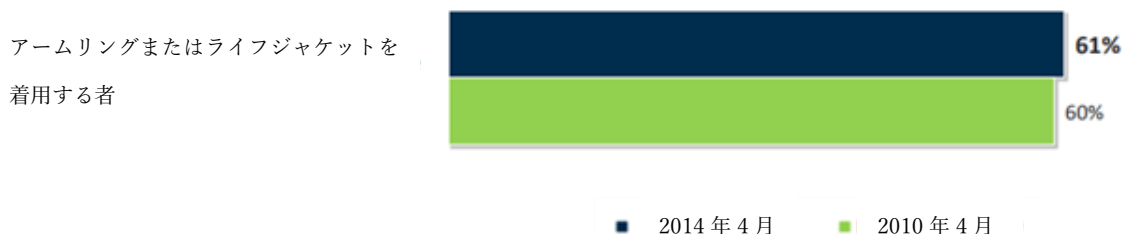
・全国海難救済協会（Société Nationale Sauvetage en Mer、略称 SNSM）と保険会社 MACIF

→ アンケート調査「フランス人、マリネジャーと海の安全（Baromètre « Les Français, les loisirs nautiques et la sécurité en mer）」（2014年4月）より

参照元：

- https://sofia2.medicalistes.fr/IMG/pdf/Barometre_les_francais_les_loisirs_nautiques_et_la_securite_en_mer_avril_2014_.pdf
- <https://dd-corsesud.snsm.org/sites/default/files/2019-08/synthese-etude-snsm-macif-gilet-de-sauvetage-ifop-2014.pdf>

- 1) マリネジャーの際にアームリングまたはライフジャケットを着用していますか？（サンプルの78%に相当する、年に1回以上マリネジャーを行う者のみに対する質問）
⇒61%が「着用している」と回答している。



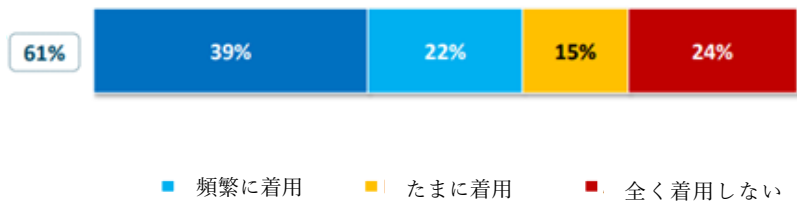
出典：La SNSM et la MACIF, *Baromètre « Les Français, les loisirs nautiques et la sécurité en mer »* Avril 2014, P.10 の図から関連部分のみを抜粋・翻訳

https://sofia2.medicalistes.fr/IMG/pdf/Barometre_les_francais_les_loisirs_nautiques_et_la_securite_en_mer_avril_2014_.pdf（以下参照元同じ）

- 2) マリネジャーの際に、アームリングまたはライフジャケットを着用する頻度はどのくらいですか？（サンプルの78%に相当する、年に1回以上マリネジャーを行う者のみに対する質問）
⇒上述の61%に含まれるのは「必ず着用する（39%）」、「頻繁に着用する（22%）」者である。それ以外の「たまに着用する（15%）」あるいは「全く着用しない（24%）」者は、ここには含まれない。

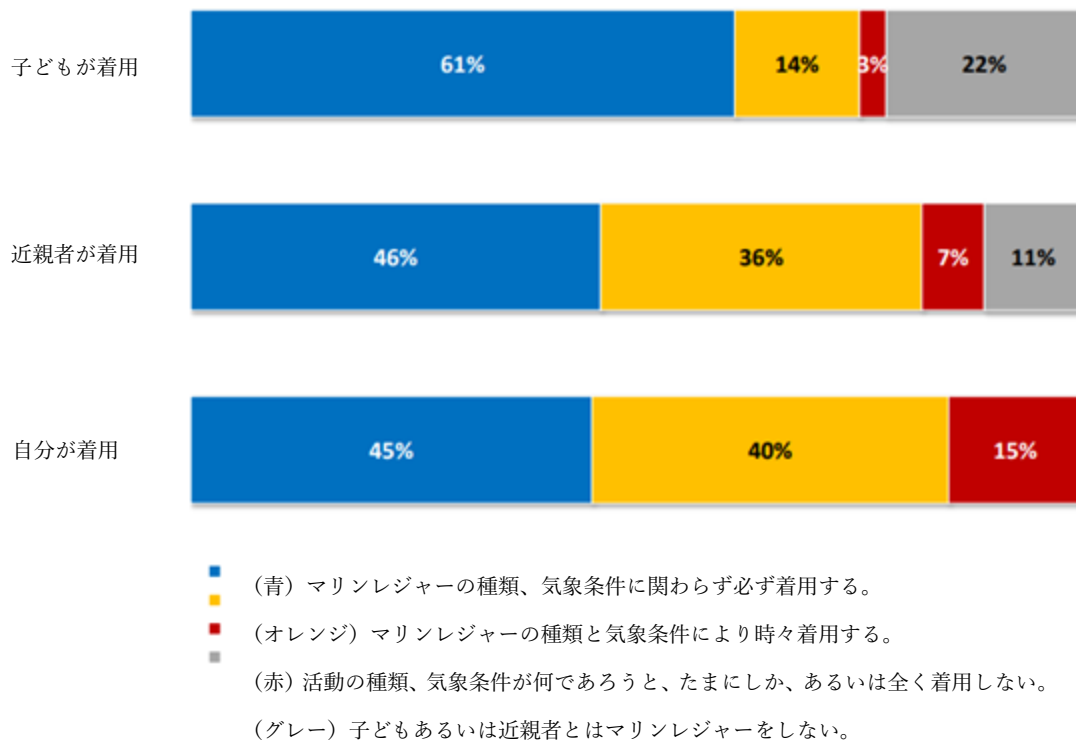
アームリングまたはライフジャケット

トの着用の頻度(必ず着用する者と頻
繁に着用する者の割合は61%)



出典：La SNSM et la MACIF, *Baromètre « Les Français, les loisirs nautiques et la sécurité en mer »* Avril 2014, P.11 の図
から関連部分のみを抜粋・翻訳

- 3) あなたが一人で、あるいは近親者とマリレジャーをする際に、実際にアームリングやライフジャケットを着用しているのは誰ですか？（サンプルの64%に相当する、年に1回以上マリレジャーを行う者のみに対する質問）
⇒回答者自身のライフジャケットの着用率については、マリレジャーの種類、気象条件に関わらず必ず着用する者が45%、マリレジャーの種類と気象条件により時々着用する者が40%と、各自の海難の潜在的リスクの感じ方により着用の頻度が変わり得るのに対し、子どもには必ずライフジャケットを着用させる者の割合は61%に達している。

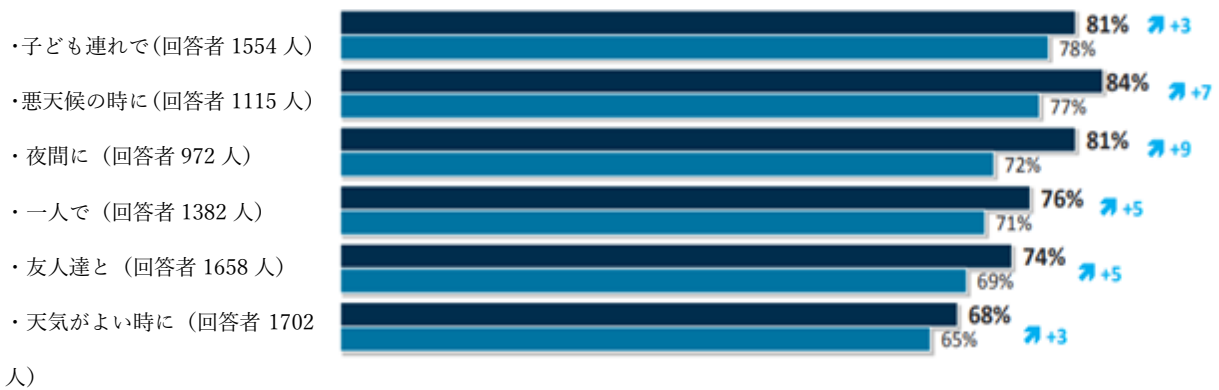


出典：La SNSM et la MACIF, *Baromètre « Les Français, les loisirs nautiques et la sécurité en mer »* Avril 2014, P.12

- 4) マリレジャーを以下の異なる状況で行うことがありますか？その場合、ライフジャケットを必ず、あるいは頻繁に着用していますか？（これらの異なる状況下で実際にマリレジャーをする

ことがあると回答した者に対する質問)

⇒2011年のデータと比較すると、子ども連れや、悪天候、夜間など、回答者自身またはその近親者に海難のリスクがある状況ではライフジャケットを着用する者の割合が増えており、ライフジャケット着用の必要性が認識されつつある。



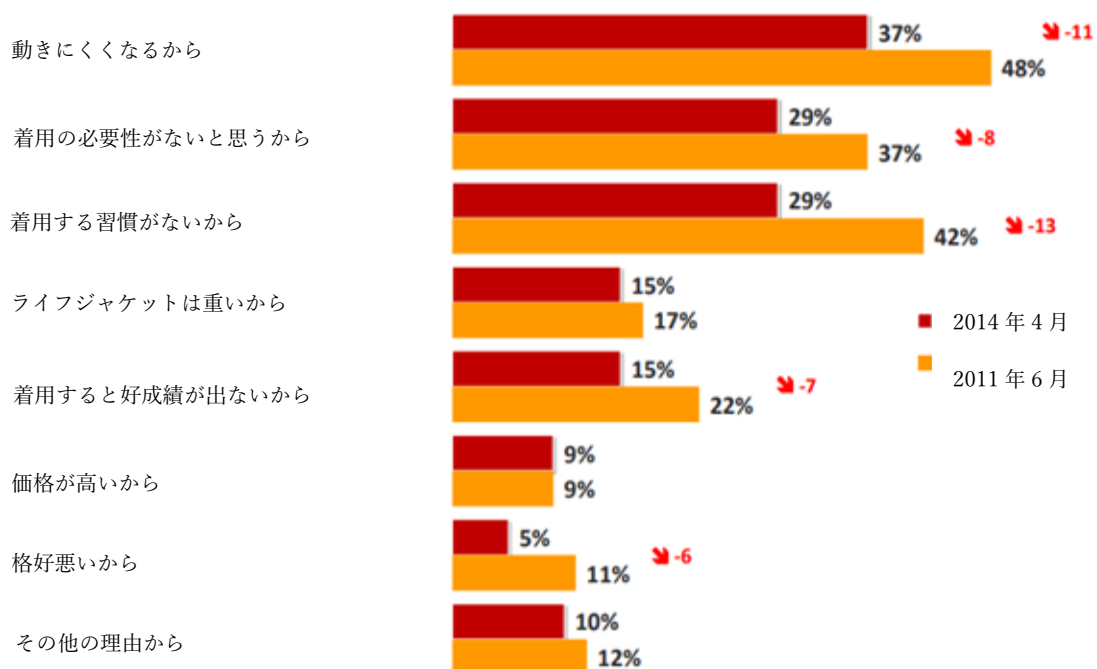
人)

(マリネジャーをすることがあり、その場合必ずまたは頻繁にライフジャケットを着用する。)

■ 2014年4月
■ 2011年6月

出典：La SNSM et la MACIF, *Baromètre « Les Français, les loisirs nautiques et la sécurité en mer »* Avril 2014, P.13

5) マリネジャーをする際にライフジャケットを着用しない場合、その主な2つの理由は何ですか？(定期的にマリネジャーをする者のうち、ライフジャケットを「必ず着用する」と回答しなかった者(サンプルの20%に相当)に対する質問)



出典：La SNSM et la MACIF, *Baromètre « Les Français, les loisirs nautiques et la sécurité en mer »* Avril 2014, P.15

6) 以下のライフジャケットの着用に関する意見についてどう思いますか？

「そう思う」と「多少そう思う」の合計



ライフジャケットを着用すると動きにくく、レジャー活動の妨げになる。



ライフジャケットは特に海難リスクがあると思われる時に有用である。



泳げる者は着用する必要がある。



ライフジャケットは着用が義務付けられていないので、使う必要がある。



出典：La SNSM et la MACIF, *Baromètre « Les Français, les loisirs nautiques et la sécurité en mer »* Avril 2014, P.16

(3) レジャー用ライフジャケットの商品情報（多用途な商品の例）

多用途な商品は見つからないため、特徴のある商品を以下に挙げる。

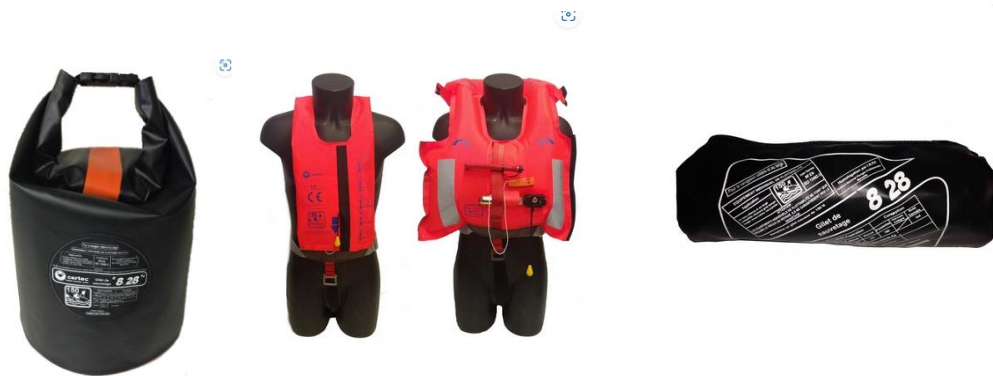
・ CERTEC

→ ライフジャケット、フェンダー、ブイ、救急搬送用エアストレッチャーなどの気密性に優れた製品の製造会社

参照元：

- <https://certec-nautisme.fr/commander-en-ligne/gilets-de-sauvetage-gonflables/gamme-8-28-de-gilets-de-sauvetage-gonflables.html>

浮力 150N の手動膨張式ライフジャケット 6 着パック。ライフジャケットはそれぞれ直径 8cm、長さ 28cm のポーチに入っている。持ち手が付いたバッグに入っているので、持ち運びが容易で、船上でも場所を取らない。複数人で時々一緒に水上レジャーを楽しむ際に便利。4 着パックもある。



出典：<https://certec-nautisme.fr/commander-en-ligne/gilets-de-sauvetage-gonflables/gamme-8-28-de-gilets-de-sauvetage-gonflables.html>

・ DECATHLON

→ 大型総合スポーツ用品店。自社ブランドのスポーツ用品の開発・販売も行っている。

参照元：

- <https://www.decathlon.fr/lab/story/cap-sur-un-gilet-de-sauvetage-innovant>
- https://www.decathlon.fr/p/gilet-de-sauvetage-automatique-lj-180n-offshore-harnais-noir-petrole/_/R-p-325243?mc=8585857
- <https://www.snsn.org/actualites/un-gilet-de-sauvetage-renversant>

DECATHLON の商品開発部である DECATHLON Lab が SNSM と共同で開発した、独自ブランド TRIBORD の浮力 180N の自動膨張式ライフジャケット。この商品開発に先立ち 30 以上のプロトタイプが作成され、それら全てについて規格・基準に関するテストと、実際の使用のシミュレーションが行われた。このライフジャケットのエアバッグは左右非対称形のピラミッド型で、それによりよりよい浮力が得られるようになっている。また視認性を高めるために 3.5 キロメートルまでの距離で

あれば 360 度全方向から見えるフラッシュライトを備えているほか、ライフジャケットの反射ストリップの位置についても改良が加えられている。



出典：<https://www.decathlon.fr/lab/story/cap-sur-un-gilet-de-sauvetage-innovant>

調査票

(4) レジャー用ライフジャケットの性能基準、規格、認証制度等

分類	性能基準
法定の性能基準の製品	① EU指令の要求事項への適合 (CEマーク)
	② (マーク)
任意の性能基準の製品	③ (マーク)
	④ (マーク)
船舶用の基準の製品 (法定の性能基準が無く、 他の性能基準を用いたも のが販売されている等)	⑤ (マーク)
	⑥ (マーク)

① EU 指令の要求事項への適合 (CE マーク)

参照元：

- <https://www.mer.gouv.fr/sites/default/files/2020-11/Division%20240.pdf>
- <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000032036538/>
- https://single-market-economy.ec.europa.eu/single-market/european-standards/harmonised-standards/personal-protective-equipment_en?prefLang=fr&etrans=fr
- <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1484921753526&uri=CELEX:32016R0425>
-

Divion 240 の第 240-2.16 条と 2016 年 2 月 10 日付省令の Annexe II はいずれも、レジャーボートに搭載できる、あるいは着用できる個人用浮揚装置は CE マークの表示があるものに限られる、と定めている。CE マークはある製品が、該当する EU の指令や規則に定められた安全や品質に関する要求事項に適合していることを表示するマークである。

ライフジャケットの品質と安全性に関する規格については、国際標準規格である ISO 規格が欧州の統一規格 (EN 規格) として採用されており、さらにそれが各 EU 加盟国により国家規格 (フランスの場合は NF 規格) として採用されている。ライフジャケットに関する EN 規格 (ISO 規格) は以下のとおりである。ただし安全要求事項の詳細については、ネット上で公開されていないため不明。

規格番号	内容
EN ISO 12402-1	海上における人命の安全のための国際条約に定める技術要件の枠内で、オフショア船上で使用されるライフジャケットの安全要求事項について規定。
EN ISO 12402-2	浮力 275 ニュートンの大人、子どもまたは幼児用のライフジャケット（沖合で人命に関わるような過酷な条件の下に使用されるもの）に適用される安全要求事項について規定。
EN ISO 12402-3	浮力 150 ニュートンの大人用及び子ども用ライフジャケット（一般的な条件あるいは悪天候での使用に供されるもの）の安全要求事項について規定。
EN ISO 12402-4	浮力 100 ニュートンのライフジャケット（避難水域で救助を待つことができるような状況で使用するもの）の安全要求事項について規定。
EN ISO 12402-5	浮力 50 ニュートンのライフジャケット（泳ぐことが得意で、岸の近くにいる、あるいは迅速に援助され得る状況にある大人が使用するもの）の安全要求事項について規定。
EN ISO 12402-6	ライフジャケットと特殊用途の個人用浮揚装置に適用される安全要求事項と補完的品質検査の方法について定める。必要に応じて ISO 12402-2、ISO 12402-3、ISO 12402-4、ISO 12402-5 と共に使用される。
EN ISO 12402-7	個人用浮揚装置の構造及び素材や部品の性能に関する最低要求事項、また構造や性能の検査方法について規定。
EN ISO 12402-8	個人用浮揚装置の安全要求事項と検査方法について規定。
EN ISO 12402-9	個人用浮揚装置を ISO 12402-2 から ISO 12402-6 までに定める規格に適合させるための品質評価方法について規定。
EN ISO 12402-10	これら一連の規格の関連部分に適合した個人用浮揚装置の選択と適用に関する要求事項と勧告が記載されており、製造者、使用者及び立法者の手引きとなるもの。

(5) 行政機関等によるレジャー用ライフジャケットの着用の推奨の有無

・ 県地方長官の行政命令

→ ロット (Lot) 県地方長官とアヴェロン (Aveyron) 県地方長官による 2021 年 12 月 16 日の県際行政命令第 E-2021-316 号第 8 条には、以下のように定められている。

「ライフジャケットまたは個人用浮揚補助具の着用については、船上におけるあらゆる者の安全を確保する義務を負う船舶の操縦者の責任に任せられる。年齢 12 歳未満の児童と泳げない者は、ライフジャケットの着用が強く奨励される。」

参照元：

- https://www.aveyron.gouv.fr/contenu/telechargement/17046/136660/file/aip_e-2021-316du16dec2021_rppn-partieslotnonpourvuesrppn.pdf

・ 海洋・生物多様性担当庁 (Secrétariat d'Etat chargé de la Mer et de la Biodiversité)

→ 同庁のサイトの「河川や湖沼でのレジャー活動の際の注意事項とアドバイス (Gestes et conseils pour les loisirs nautiques en eau douce)」と題するページ、また「マリンレジャーの際の安全ルール (Règles de sécurité pour les loisirs nautique)」と題するページには、水上レジャーの安全に関して様々な情報が紹介されている。ライフジャケットに関しては、自動膨張式ライフジャケットのボンベの有効期限を予め確認することや、自分の体のサイズに合ったライフジャケットを着用することの重要性について注意喚起がされているほか、水上レジャーの種類ごとに着用が推奨される、あるいは義務付けられたライフジャケットの浮力についての説明がみられる。

また同庁は「マリンレジャーガイド・安全と環境 (Guide des loisirs nautiques en mer – Sécurité et environnement)」というガイドブックも作成しており、その 5 ページには「あなたの装備：全ての安全備品に異常がないことを確認し、またそれらがあなたのレジャー活動に適したものであることを確認しましょう。特にあなたが一人で航行する場合には、安全備品を常に着用することをお勧めします」と書かれている。

参照元：

- <https://www.mer.gouv.fr/gestes-et-conseils-pour-les-loisirs-nautiques-en-eau-douce>
- <https://www.mer.gouv.fr/regles-de-securite-pour-les-loisirs-nautiques-en-mer>
- https://www.mer.gouv.fr/sites/default/files/2020-11/13058_Guide-loisirs-nautiques-en-MER_web_planches.pdf

・ SNSM

→ SNSM のサイトに掲載されている「ライフジャケットの着用の必要性とその選び方 (Pourquoi porter un gilet de sauvetage et comment le choisir ?)」と題する記事には、ライフジャケットはプレジャーボートや水上レジャーに必要な不可欠であり、それを着用していれば海難事故に遭う者 10 人のうち 8 人が溺死を免れるとあり、ライフジャケットの着用を奨励しているほか、ライフジャケットの種類や購入にあたっての選び方を紹介している。

参照元：

- <https://www.snsn.org/conseils/conseils-navigation/pourquoi-porter-un-gilet-de-sauvetage-et->

[comment-le-choisir](#)

(6) 水難事故情報（死亡・重症事件事例、医療機関受診件数等）

※できればレジャーに関連するもの

※できればライフジャケット着用、非着用別の致死率等の統計

- 水難事故の事例(1)

2023年7月16日に大西洋に面したヴァンデ（Vendée）県のブレティニョル・シュール・メール（Brétignolles-sur-Mer）で、家族7人がレンタルした全長6.5メートルの複合艇で航行中に、全員が落水した。事故が発生したのは海岸から1キロメートル弱の地点で、落水の原因は複合艇が浅瀬に乗り上げたためとされる。遭難者の誰もライフジャケットを着用しておらず、6人は救助されたが17歳の男子が行方不明となった。また複合艇を操縦していた者がエンジンを自動的に停止させるキルコードを身に付けていなかったため、エンジンが止まらずにその者が足を引き裂かれる重傷を負った。当日の気象条件は悪天候で、事故現場は事故が発生しやすいとされる場所であった。

参照元：

- <https://www.francebleu.fr/infos/faits-divers-justice/a-bretignolles-sur-mer-l-accident-de-bateau-aurait-pu-etre-bien-plus-grave-5608668>

- 水難事故の事例(2)

2023年8月3日の夕刻にマルセイユの西に位置するベール湖（Etang de Berre、地中海と運河で繋がっている潟湖）でジェットスキーに乗っていた23歳の男性観光客が行方不明となり、SNSMの救助隊員らが捜索にあたったが、8日に遺体で発見された。事故当日はうねりが高かったために落水したとみられる。同乗していた15歳の男子は救助された。死亡した男性はライフジャケットを着用していなかった。

参照元：

- [Faits divers - Justice - Accident de jet-ski sur l'étang de Berre : le corps du jeune homme de 23 ans retrouvé ce matin \(laprovence.com\)](#)

- レジャー水上活動安全観測全国システム（Système national d'observation de la sécurité des activités nautiques, 略称SNOSAN）の統計データ

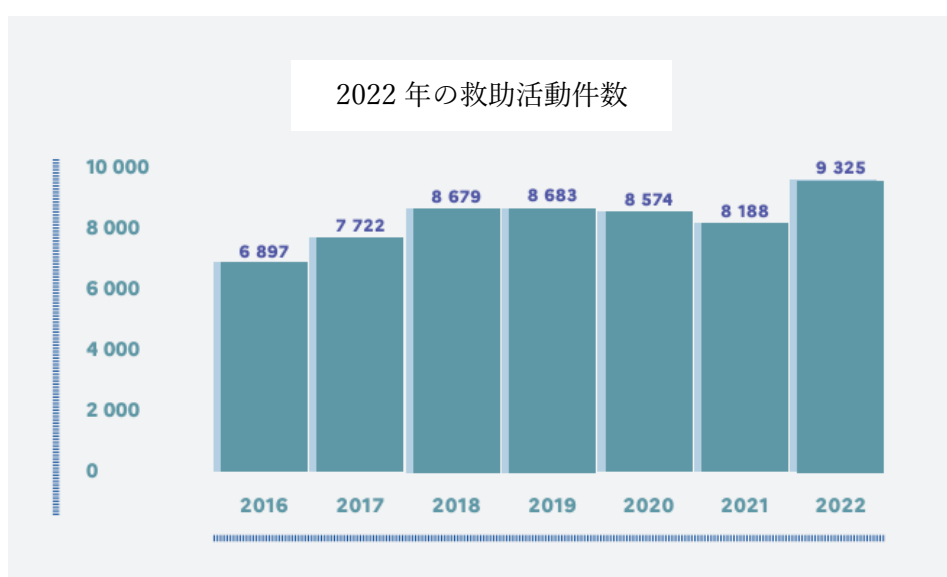
水上レジャー活動安全観測全国システム（以下「SNOSAN」という）は、フランスにおけるプレジャーボート、水上レジャー及び水上スポーツに関する事故の特徴をよりよく把握するために、事故のデータの収集と分析を行う省庁間観測所である。SNOSANが収集、分析するデータは、フランス本土5か所と海外県・領土2か所に設置されている地方監視・救援活動センター（Centres régionaux opérationnels de surveillance et de sauvetage、略称CROSS、沿岸海域で遭難した者からの救助要請の連絡を受けて、事故現場の周辺に存在する手段を動員して救援活動を指揮、調整する国の組織）、SNSM、県消防救助サービス（Service départemental d'incendie et de secours、略称SDIS）等から提供される。

SNOSANの「レジャーボートと水上レジャーに関する事故－2022年度」（Accidentologie Plaisance et loisirs nautiques – Bilan 2022）と題する報告書にある主要なデータは以下のとおり（ライフジャケットの着用・非着用別の致死率に関するデータはない）。

参照元：

- <https://www.snosan.fr/>
- <https://www.mer.gouv.fr/surveillance-et-sauvetage-en-mer>

CROSSが遭難者からの連絡を受けて手配した2022年の救助活動件数は9,325件（フランス本土と回外県・海外領土）で、2021年と比べると14%、また新型コロナウイルス感染症の拡大以前の2019年と比べると7.4%の伸びとなっている。これは以前は統計上「その他」に分類されていた、あるいは統計に含まれていなかった多くの救助活動が、統計体系の整備とデータ入力作業の改善により統計に反映されるようになったためである。またコロナ禍の収束に伴って屋外での様々なレジャー活動が増えたことによる事故の増加も救急活動件数が増えた理由である。



出典：SNOSAN, *Accidentologie Plaisance et loisirs nautiques – Bilan 2022*, P.4

<https://www.snosan.fr/storage/app/media/PLAQUETTE%20SNOSAN%20Bilan%2022%20BD.pdf>（以下参照元同じ）

2022年の救助活動のうち、プレジャーボートに関するものは6,591件（対前年+12.7%）、また他の水上レジャー活動に関するものは2,734件（対前年+16.7%）であった。

プレジャーボートに関する救助活動についてみると、6,591件のうち、モーターボートに関するものが3,524件（対前年+9%）、セイルボートに関するものが2,938件（対前年+17%）、またテンダーボートに関するものが129件となっている。

2022年の救助活動件数

	フランス本土	海外県・海外領土	合計
モーターボート	3 155	369	3 524
セイルボート	2 412	526	2 938
テンダーボート	74	55	129

出典：SNOSAN, *Accidentologie Plaisance et loisirs nautiques – Bilan 2022*, P.7

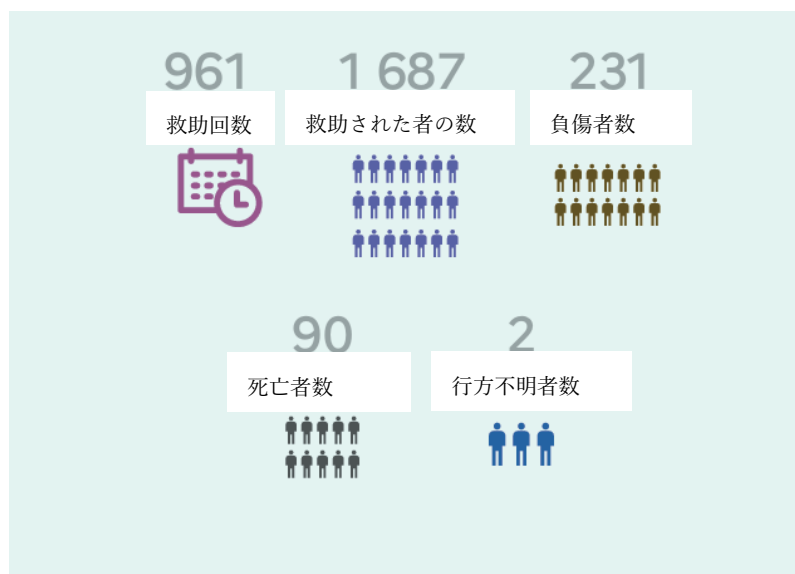
他の水上レジャーの事故の救助活動回数は2,734件（2021年は2,343件）であった。そのうちフランス本土での救助回数は2,375件で、これをレジャー別にみると、海の乗り物を利用していた者の救助回数は1,414件（2021年は1,363件）、また乗り物を利用していなかった者（ダイビング、釣り、遊泳等）の救助回数は961件（2021年は737件）となっている。その詳細（フランス本土に関するもののみ）については以下のとおりである。

海でレジャー用乗り物を利用していた者の海難救助に関するデータ（本土のみ）



出典：SNOSAN, *Accidentologie Plaisance et loisirs nautiques – Bilan 2022*, P.24

他の海難救助（ダイビング、釣り、遊泳等）に関するデータ（本土のみ）



出典：SNOSAN, *Accidentologie Plaisance et loisirs nautiques – Bilan 2022*, P.25

- SNSMの2022年救助活動統計データ

2022年のSNSMによる海難救助出動件数は7,400件であった。救助された者の数は26,000人で、そのうち救護所で手当てを受けた者の数は14,000人、また海上で救助されたものの数は10,000人であった。海上で救助された者の75 %はプレジャーボートでのセーリング中であった。また夏休み期間中の救助活動は遊泳者のほか、カイトサーフ、カヤック、ウインドサーフィン、スタンドアップパドル、サーフィンの利用者が海岸から約300メートル以内の地点で救助されることが多かった。

参照元

- <https://www.snsm.org/presse/communiquede-presse/les-sauveteurs-en-mer-dressent-le-bilan-operationnel-2022#:~:text=En%202022%2C%20les%20Sauveteurs%20en,000%20secourues%20en%20pleine%20mer.>

調査票

(7) 水難事故防止のための各国の取組、啓発活動等（特にレジャー用ライフジャケットが関連するもの）

○ 商品テスト、調査など

情報なし。

○ レンタルステーションなど

海難事故防止の取組としてのライフジャケットのレンタルは行われていない。

○ 工夫された注意喚起、キャンペーン、啓発活動など

・大西洋海軍管区長官庁、英仏海峡海軍管区長官庁及び地中海海軍管区長官庁による「マリンレジャー・クルージング安全キャンペーン 2024」水難防止・情報提供キャンペーン

→ 大西洋海軍管区長官庁、英仏海峡海軍管区長官庁及び地中海海軍管区長官庁は、全ての海の利用者向けに、海難事故防止のための注意喚起と情報提供のキャンペーンを毎年5月1日から9月30日まで合同で行っている。2024年度のキャンペーンは「マリンレジャーの安全に楽しむための注意」「遊泳のルールと海岸の安全標識」「満潮時に高まるリスク」の3つを主要テーマとする。「マリンレジャーを安全に楽しむための注意」に関しては、潮位変化や天候についての情報収集、ライフジャケットやセーフティライト等の安全装備品の搭載・着用、健康状態等についての注意喚起が行われる。このキャンペーンの一環でポスターや注意喚起のビデオが作成されている。

参照元：

- <https://www.premar-manche.gouv.fr/dossier/lancement-de-la-campagne-de-securite-des-loisirs-nautiques-et-de-la-plaisance-2024>
- <https://www.facebook.com/premaratlant/videos/lancement-de-la-campagne-de-s%C3%A9curit%C3%A9-des-loisirs-nautiques-2023/1849826488730276/>

・全国海難救助隊員デー（Journées nationales des sauveteurs en mer）

→ SNSM は「全国海難救助隊員デー」の一環で、毎年2日間にわたり SNSM の救援ステーションと救援活動研修センターを一般に開放して、救助船の見学や救援活動のデモンストレーション、また救命講習会などを行っている。2017年に始まったこのイベントは、市民、特に青少年に SNSM の救助隊員の活動とマリンレジャーをする際に気をつけなければならないことを知ってもらうことを目的としている。2024年度の全国海難救助隊員デーは6月29日と30日に開催される。

参照元：

- <https://www.mer.gouv.fr/journees-nationales-des-sauveteurs-en-mer-les-24-et-25-juin-2023#:~:text=Journ%C3%A9es%20nationales%20des%20sauveteurs%20en%20mer%2C%20les%2024%20et%2025%20juin%202023&text=La%20septi%C3%A8me%20%C3%A9dition%20de>

[s%20Journ%C3%A9es,cause%20du%20sauvetage%20en%20mer](https://www.snsnm.org/actualites/actualites-causes/actualites-causes-2024/journees-nationales-des-sauveteurs-en-mer-les-29-et-30-juin-2024)

- [Journées nationales des Sauveteurs en Mer - les 29 et 30 juin 2024 \(snsnm.org\)](https://www.snsnm.org/actualites/actualites-causes/actualites-causes-2024/journees-nationales-des-sauveteurs-en-mer-les-29-et-30-juin-2024)

・子ども向け海の安全ガイドブック「海のためのパスポート (le Passeport pour la mer)」と子供向け海の安全情報サイト「救助隊員のたまご達 (Graines de sauveteurs)」

→ SNSM は上述の保険会社 MACIF の協力を得て、7歳から12歳の子ども達に海について知ってもらい、臨海学校や家族と海で夏休みを過ごす際に、安全にマリレジャーを楽しむためのルールを学ぶための冊子「海のためのパスポート」を作成している。

また SNSM は、青少年と家族向けの海の安全に関する情報サイトである「救援隊員のたまご達」で、「海難救助隊員」「海水浴」「海岸」「マリレジャーとスポーツ」の4つのテーマを中心に、海と、海でレジャーを楽しむ際の安全に関する注意事項について、多くのイラストやビデオでわかりやすく説明している。このサイトに登場するキャラクター海難救助隊員レオは、フェイスブックと X で、SNSM の活動や海について情報を発信している。このサイトには教員が教材として使えるものをまとめたページもある。

参照元：

- <https://www.snsnm.org/conseils/conseils-jeunesse/le-passeport-pour-la-mer>

- <https://www.grainesdesauveteurs.com/loisirs/>

- <https://www.snsnm.org/presse/communiqué-de-presse/nouveau-site-graines-de-sauveteurs>

● 海洋・生物多様性担当庁の水上レジャー安全ガイドブック

→ 海洋・生物多様性担当庁は、毎年「内水での水上レジャーガイドブック・安全と環境 (Guide des loisirs nautiques en eau douce - Sécurité et environnement)」と「海のレジャーガイドブック・安全と環境 (Guide des loisirs nautiques en mer - Sécurité et environnement)」を発行している。

参照元：

- https://mer.gouv.fr/sites/default/files/2021-07/13058-9_GUIDE_Loisirs-nautiques-eau-douce%20-%20edition2021_web.pdf

- https://mer.gouv.fr/sites/default/files/2021-07/13058-10_GUIDE_Loisirs-nautiques-mer%20-%20edition%202021_web.pdf